阿賀野市告示第78号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入 金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月11日

阿賀野市長 田 中 清 善

委託した歳入の 種類及び事務	委託先の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地及び代表者氏名)	委託期間
犬の登録手数料 と狂犬病予防注 射済票交付手数 料の徴収及び収 納事務	氏 名 公益社団法人 新潟県獣医師会 会長理事 宮川 保 住 所 新潟市中央区新光町 15番 2	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで